

営業時間の変更をするとともに、通常の事業の実施地域を変更する場合

### 運営規程新旧対照表

旧	新
<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第〇条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業時間 <u>午前 8 時から午後 5 時まで</u>とする。</p> <p>(3) <u>電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。</u></p> <p>(4) サービスの提供は、<u>365 日、24 時間</u>行う。</p>	<p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第〇条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業時間 <u>午前 9 時から午後 6 時まで</u>とする。</p> <p>(3) サービスの提供は、<u>365 日</u>行う。</p>
<p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第〇条 通常の事業の実施地域は、<u>柏市、松戸市</u>の区域とする。</p>	<p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第〇条 通常の事業の実施地域は、<u>柏市</u>の区域とする。</p>